



災害救助法に関する補足資料

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)

災害救助法の基本原則

○ 平等の原則

- ・ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。

○ 必要即応の原則

- ・ 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

○ 現物給付の原則

- ・ 災害時は物資が欠乏し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさない場合も多いことから、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

○ 現在地救助の原則

- ・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
- ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。

○ 職権救助の原則

- ・ 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を実施する。

現物給付の原則

災害救助事務取扱要領(平成28年4月)より抜粋

ア 災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はまさにこうした事態に行われるものである。

したがって、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

イ 金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、法による救助を実施して社会秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱(又はそのおそれ)があるとは考えにくいということを基本的な考え方としている。

ウ 単なる経済的困窮は、法による救助が対応するものではなく、その他の法律又は施策で対応すべき性格のものであり、法の予定しないところである。

罹災証明関係事務の応援経費について

被災した都道府県又は市町村の要請等により行われた罹災証明関係業務の応援に係る経費については、特別交付税の算定対象となる。

■特別交付税に関する省令(昭和五十一年十二月二十四日自治省令第三十五号)(抄)

(市町村に係る十二月分の算定方法)

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

事項	算定方法
<p>六 <u>被災地域の応援等に要する経費</u>があること。</p>	<p>当該年度の十月三十一日までに発生した災害により<u>被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費</u>について、<u>次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額</u>(次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額)とする。</p> <p><u>一 次の算式によつて算定した額</u></p> <p>算式 $A \times (15,521円 + B) + C \times (12,747円 + B) + (D \times 443円) + (E \times 175円) + (F \times 0.5)$ 算式の符号 A 略 B 当該市町村の属する都道府県の都道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額(都道府県内の応援については、740円とする。) C 被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の市町村の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数 D、E 略 F 災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額</p> <p><u>二 被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</u></p>
<p>七 <u>災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費</u>があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>(参考)第二条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法 当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため<u>地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣</u>を受けた道府県について、当該<u>受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</u>とする。</p>

※市町村に係る三月分の算定方法についても同様の規定あり。